

憲法 9 条では、もう 沖縄の平和は守れない！

日本国憲法・前文（抜粋）

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、
平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。
われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。

日本国憲法・第 9 条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、
国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

おびや
平和を脅かす諸国には、憲法 9 条を適用すべきではありません！



尖閣諸島・魚釣島。時事／撮影日：2004-08-04



沖縄・尖閣諸島沖で海上保安庁巡視船に中国漁船が衝突する状況を記録した映像。〔国会に提出された動画より〕時事／撮影日：2010-09-07

戦後の中国の動向

1949 年 - 中国がウイグルを侵略し占領。植民同化政策。
1950 年 - 中国が朝鮮戦争に参戦。
1951 年 - 中国がチベットを軍事侵略・大量虐殺。
1959 年 - 中国がインドと国境紛争。
1969 年 - 珍宝島で中国軍とソビエト軍が衝突。日本に擦り寄り軍事費倍増を要求。
1979 年 - 中国がベトナムを武力侵略。中国は懲罰戦争と表明。
1992 年 - 中国が領海法制定により南沙諸島と西沙諸島の領有を宣言。
領海法を制定。沖縄県・尖閣諸島を中国領と記載。
1995 年 - 中国が歴史的にフィリピンが領有してきたミスチーフ環礁を占領。
1996 年 - 中国が台湾海峡にミサイルを発射し台湾を恫喝。
1997 年 - 中国が歴史的にフィリピンが領有してきたスカーボロ環礁の領有権を主張。
中国が日本の固有の領土として主張してきた尖閣諸島の領有を主張。

2000 年 - 中国の軍艦が日本列島を一周。
中国が尖閣諸島付近で日本の領海内の海底油田調査を敢行。
2003 年 - 東シナ海でガス田春曉（日本名・白樺）の開発に着手。
2004 年 - 中国の「漢級」原子力潜水艦が潜航しながら、日本を領海侵犯。
（石垣島・多良間島間）
中国人活動家 7 人が尖閣諸島に不法上陸。
2005 年 - 反分裂国家法を制定。台湾への武力行使を明言。
2008 年 - 駆逐艦など 4 隻が津軽海峡を通り、日本列島を周回。
2010 年 - 4 月 艦隊 10 隻が宮古海峡を抜け、沖ノ島島を一周。
5 月 海洋調査船が日本の測量船を 4 時間追跡。
9 月 尖閣諸島沖で、中国漁船が日本の巡視船に体当たり。

戦後の北朝鮮の動向

1950 年 - 朝鮮戦争。（突如として韓国に侵攻）
1977 年～ 83 年日本人を次つぎと拉致。
1983 年 - ラングーン事件。（韓国政府要人を北朝鮮工作員が爆殺）
1987 年 - 大韓航空機爆破事件。（北朝鮮工作員による爆弾テロ）
1998 年 - 弾道ミサイル「テポドン 1 号」発射。日本上空を通過。
2006 年 - 日本海に向けて、「テポドン 2 号」など弾道ミサイルを 7 発発射。
核実験実施。
2009 年 - 日本海に向けて、「ノドン」など弾道ミサイルを 7 発発射。
2010 年 - 3 月 韓国海軍哨戒艦を魚雷攻撃により撃沈。
11 月 韓国延坪島を砲撃。



「日本を考えよう」
幸福実現党 党首 しゅうがく
ついき 秀学

そもそも現憲法は、その前文にあるように「平和を愛する諸国民」への信頼を前提として、
第 9 条の「戦争の放棄」と「戦力の不保持」を定めたものです。

したがって「平和を愛する」とはいえない国(中国・北朝鮮)に対しては
「憲法 9 条は適用されない」と解釈すべきではないでしょうか。

すなわち憲法解釈の変更によって、平和を脅かす国家に対する世界標準の自衛権の行使を認め、
「抑止力」を強化することで、国民の生命と安全と財産を守り抜くべきだと考えます。

政治に、新しい力を。



こうふくじつげんとう

幸福実現党

<http://www.hr-party.jp>